# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

埼玉県秩父郡小鹿野町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民年金に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の 情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

埼玉県秩父郡小鹿野町 小鹿野町長

### 公表日

令和1年6月27日

[平成31年1月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	国民年金に関する事務				
②事務の概要	国民年金法等に基づき、国民年金に係る各種申請・届出に伴う受理・報告等の法定受託事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①被保険者の資格や年金受給者の管理 ②日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務				
③システムの名称	国民年金システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア				

#### 2. 特定個人情報ファイル名

国民年金被保険者台帳ファイル 年金受給被保険者台帳ファイル 宛名情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十 一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一 第31の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省 令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第24条の2

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

1)	実施の有無	[	実施する	]		へという。 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
2	法令上の根拠	番号法	第19条7号	別表第二 48、5	50の項		

<選択時>

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民生活課
②所属長の役職名	住民生活課長

#### 6. 他の評価実施機関

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<mark>請求先</mark>総合政策課 情報担当

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

<mark>連絡先</mark>総合政策課 情報担当

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か			1,000人以上1万人未	┡満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か		平成	31年4月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
いつ時点の計数か		平成	31年4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[ 基礎	項目評価	書 ]		1) 基 2) 基	択肢> ·礎項目評価書 ·礎項目評価書及び ·礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関に	ついては、それぞれ፤	<b>直点項目</b> 評					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) 特 2) 十	択肢> :に力を入れている :分である !題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	1) 特 2) 十	択肢> :に力を入れている ·分である ・題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) 特 2) 十	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) 特 2) 十	択肢> :に力を入れている ·分である !題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム			]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	1) 特 2) 十	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ O ]接続しな	い(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]	1) 特 2) 十 3) 課	択肢> に力を入れている 分である <u>題が残されている</u>			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	1) 特 2) 十	択肢> :に力を入れている :分である !題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	1) 特 2) 十	択肢> :に力を入れている ·分である !題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監	 査		
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	1) 特 2) 十	択肢> :に力を入れて行っで ・分に行っている ・分に行っていない	ている		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 31の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第9条第1項、別表第一 第31の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第24条の2	事後	法改正等に伴う修正
令和1年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	住民課	住民生活課	事後	組織改編に伴う修正
	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の職名	住民課長 黒澤 博文	住民生活課長	事後	様式改正に伴う修正
	II しきい値評価判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数 か	平成26年10月1日	平成31年4月1日	事後	時点修正
	II しきい値評価判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数 か	平成26年10月1日	平成31年4月1日	事後	時点修正
令和1年6月30日	Ⅳリスク対策	なし	項目を追加	事後	様式改正に伴う修正